

1 農地を所有されている皆さんへ 農地の管理についてのお願い

耕作されていない農地をそのまま放置すると、雑草が生い茂り、枯れ草火災の原因になったり、害虫の発生原因や有害鳥獣のすみかになるなど、周辺の農地等への悪影響が懸念されます。

所有している農地の中に耕作していない農地がある方は、草刈り等の自己保全や、新たな耕作者を探すなど、適正な管理をされますようお願いいたします。

なお、農地を新たな耕作者に貸し出す場合は、役場を通じて貸借契約を結んでください。

2 暮らしを守る鳥獣害対策

サルやイノシシなどの有害鳥獣から農作物を守るために、下記の対策を実施しましょう。地域ぐるみで取り組むと、より高い効果が得られます。

また、捕獲オリ・トタン・電気柵等の購入費について、予算の範囲内で補助金を交付しています。

1. 知らずに行っている餌付けをなくし、エサ場としての魅力を下げる

集落には農作物など動物のエサとなるものがたくさんあります。知らずに行っている「餌付け」をやめて、鳥獣が寄って来ない環境をつくるのが大切です。

- ①収穫の見込みがない果樹を植えたままにしておくと、鳥獣を引き寄せる原因になります。収穫できなければ、切ることも検討してみましょう。
- ②野菜くずや、不要な農作物を農地や山に捨てると鳥獣への餌付けになります。鳥獣が掘り起こさない場所に埋めるなどの対策を取りましょう。
- ③稲刈り後の水田はなるべく早く耕しておきましょう。ヒコバエの稲や実は動物のエサとなります。作物の味を覚え、田畑をエサ場だと認識してしまいます。

2. 鳥獣のすみかをなくす

休耕地や耕作放棄地は、鳥獣にとって格好のすみかになります。草刈りなど適正な管理を行いましょう。雑草がなくなれば、すぐに隠れることができず、農地に近づきにくくなります。

■いの町鳥獣被害緊急対策事業費補助金交付要綱(抜粋)

事業区分	補助対象経費	補助対象者	補助率
有害鳥獣捕獲対策 及び 被害防除対策事業	ア 捕獲のための捕獲オリ 購入費	3戸以上連担し、かつその受益面積が10アール以上である農業者等	イについては、総事業費の3分の2以内とし、1申請当たりの補助額は、20万円を限度とする。 ア、ウについては、総事業費の2分の1以内とし、1申請当たりの補助額は、5万円を限度とする。
	イ 被害防止のためのトタン・網・電気柵などの購入費		
	ウ その他必要と認められるもの	その他の農業者等	総事業費の2分の1以内。 ただし、1申請当たりの補助額は、5万円を限度とする。

※ただし、捕獲オリについては、申請者がいの町に住所を有し、わな免許を所持していること。
補助金申請については、事前にお問い合わせください。

有害鳥獣の捕獲に関する相談や、補助金申請については下記までお問い合わせください。

問い合わせ 産業経済課・農業委員会事務局 ☎ 893-1115 / 吾北総合支所産業課 ☎ 867-2313 / 本川総合支所産業建設課 ☎ 869-2115



農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

1月1日現在の有資格者をもって調整した、いの町農業委員会委員の選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年選挙権のある方からの申請により調整されることから、登録には本人からの申請又は農業委員会が作成した申請書に代わる書類が必要です。

▶ 期 間 2月23日(木)～3月8日(木)

▶ 時 間 8:30～17:15

▶ 場 所 総務課(ただし、土・日曜日は宿直室)
吾北総合支所 住民福祉課
本川総合支所 住民福祉課

▶ 登録対象 平成4年4月1日以前に生まれた方で、平成24年1月1日現在、いの町に住所を有し、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方及びその方の同居の親族又は同居の親族の配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた方。

▶ お問い合わせ 選挙管理委員会 ☎ 893-1113